

8 札幌市衛生研究所条例、同施行規則

札幌市衛生研究所条例

〔昭和37年3月31日
条例第12号〕

改正 昭和46年12月条例第45号 昭和48年3月条例第10号
昭和63年 6月条例第39号 平成 6年3月条例第24号
平成18年 3月条例第23号
題名・・・改正 昭和48年 3月条例第10号

(設 置)

第1条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究（以下「試験等」という。）を行い、公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市白石区菊水9条1丁目

(業 務)

第3条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健衛生に関する試験及び研究
- (2) 保健衛生に関する試験方法及び検査方法の調査及び研究
- (3) 保健衛生に関する試験検査機関等に対する研修及び指導
- (4) 保健衛生に関する試験及び検査に係る情報の解析及び提供
- (5) その他設置目的達成のために必要な業務

(使用料及び手数料)

第4条 研究所において行う業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

2 前項の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「算定方法」という。）により算定した額の8割に相当する額の範囲内で市長が定める。ただし、算定方法の定めのないものについては、算定方法に準じて市長が定める。

3 使用料等は、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用料等の納付時期等)

第5条 使用料等は設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際に納めなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 既に納めた使用料等又は試験等のため提出した物件は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第6条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、もしくは滅失したときは市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間試験所の位置は、市長が別に定める。

附 則（昭和46年条例第45号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（以下ただし書き省略）
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改訂規定に関わらず、その改定規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の日（以下「変更日」という。）までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

3～6 省略

附 則（昭和48年条例第10号）抄

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第39号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（昭和63年規則第60号で昭和63年10月11日から施行）

附 則（平成6年条例第24号）

この条例は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第23号）

この条例は平成18年4月1日から施行する。

札幌市衛生研究所条例施行規則

〔昭和37年 3月31日〕
規則第16号

改正 昭和46年 7月規則第44号 昭和47年 3月規則第17号 昭和48年 3月規則第20号
昭和50年 7月規則第42号 昭和52年 3月規則第21号 昭和55年 3月規則第10号
昭和55年12月規則第73号 昭和56年 2月規則第 3号 昭和56年 9月規則第36号
昭和58年 3月規則第14号 昭和59年 3月規則第16号 昭和60年 3月規則第 5号
昭和61年 5月規則第31号 昭和63年 3月規則第17号 昭和63年 6月規則第46号
平成元年 8月規則第52号 平成 4年 3月規則第27号 平成 6年 3月規則第23号
平成 6年 3月規則第33号 平成 8年 3月規則第22号 平成12年 3月規則第17号
平成13年 3月規則第22号 平成18年 3月規則第52号 平成20年 3月規則第20号
題名…改正（昭和48年 3月規則第20号）

（目 的）

第1条 この規則は、札幌市衛生研究所条例（昭和37年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用及び依頼の手続）

第2条 衛生研究所（以下「研究所」という。）の設備を使用し、又は保健衛生に関する試験、検査、調査若しくは研究（以下「試験等」という。）を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、設備使用申込書(様式1)
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

（使用料及び手数料）

第3条 条例第4条第2項の規定による使用料及び手数料の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の8割相当額とする。

（使用料等の納付時期）

第4条 前条の使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）は、次の各号の一に該当するときは、これを事後に納付させることができる。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

（減免の手続）

第5条 条例第4条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。

（成績書等の交付）

第6条 衛生研究所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

- 2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正
〔省略〕

附 則（昭和46年規則第44号）～**附 則**（平成12年規則第17号）省略

附 則（平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第52号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表

		種 別		単 位	料 金	摘 要	
疫 学 試 験 検 査	食 品 細 菌 検 査	一般生菌数		1項目	3,500円		
		大腸菌群		1項目	3,500円		
		各種細菌検査		1項目	5,200円		
		レジオネラ菌検査		1項目	13,600円		
		血清型別検査		1項目	2,900円		
		抗生物質検査		1検体	16,600円	簡易検査及び分別推定検査	
		食中毒菌検査		1検体	36,000円		
	ウ ィ ル ス 検 査	分離培養検査	組 織	1検体	15,600円		
			電子顕微鏡による検査	直接電顕	1検体	12,000円	
				免疫電顕	1検体	23,700円	
臨床	妊婦甲状腺機能検査		1検体	1,100円			
理 化 学 試 験 検 査	飲 料 水	化学検査	普通法	1検体	4,800円		
			精密法	1検体	78,300円		
		細菌検査		1検体	2,900円		
	プ ー ル 水	化学検査		1検体	4,000円		
		細菌検査		1検体	2,200円		
	浴 場 水	化学検査		1検体	2,400円		
		細菌検査		1検体	1,600円		
			簡易物理検査		1項目	800円	
	化 学 検 査	簡 易 な も の や や 複 雑 な も の 複 雑 な も の き わ め て 複 雑 な も の 特 殊 な も の 低 沸 点 有 機 ハ ロ ゲ ン 化 合 物	簡易なもの		1項目	2,400円	
			やや複雑なもの		1項目	4,700円	
			複雑なもの		1項目	7,300円	
			きわめて複雑なもの		1項目	27,300円	
			特殊なもの		1検体	43,600円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,200円を加算する。
			低沸点有機ハロゲン化合物		1検体	26,900円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに4,800円を加算する。
			生物同定検査		1検査	1,600円	
	家 庭 用 品 検 査	容器又は被包	簡易物理検査		1項目	1,600円	
		簡易なもの		1項目	2,100円		
やや複雑なもの		1項目	8,000円				
複雑なもの		1項目	12,700円				
きわめて複雑なもの		1項目	36,300円				

種 別		単 位	料 金	摘 要
家 庭 用 品	トリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン	1検体	31,800円	
	トリフェニル錫化合物及 びトリブチル錫化合物	1項目	40,600円	
	有機錫化合物確認試験	1項目	21,700円	
牛 乳	化 学 検 査	1検体	7,800円	アルコール定性試験を行う場合は 1,400円を加算する。
	無 脂 乳 固 形 分	1項目	7,700円	
乳 製 品	乳 脂 肪 分	1項目	6,800円	
	清涼飲料水	化 学 検 査	1検体	45,800円
器 具 及 び 容 器 包 装 品	フ ェ ノ ール	1項目	1,300円	
	缶 ・ ビ ン 圧 試 験	1検体	1,300円	
	蒸 発 残 留 物	1項目	2,700円	
	過マンガン酸カリウム消費量	1項目	2,700円	
	重 金 属 硫 化 物 試 験	1項目	2,700円	
	ジ ブ チ ル 錫 化 合 物	1項目	7,100円	
	ホルムアルデヒド	1項目	8,100円	
	n-ヘキサン抽出物質定量試験	1項目	8,100円	
	金 属 定 量 試 験	1項目	10,900円	
	クレゾールリン酸エステル	1項目	14,000円	
	モ ノ マ ー (揮 発 性 物 質)	1項目	20,300円	
	ビスフェノールA	1項目	20,300円	
	フ タ ル 酸 エ ス テ ル	1検体	24,400円	
食 品 添 加 物	合 成 甘 味 料 定 量 試 験	1項目	12,900円	
	合 成 着 色 料 定 性 試 験	1項目	8,100円	1色につき
	天 然 着 色 料 定 性 試 験	1項目	11,400円	1色につき
	プロピレングリコール定量試験	1項目	12,500円	
	合 成 保 存 料 定 量 試 験	1項目	9,700円	
	発 色 剤 定 量 試 験	1項目	8,100円	
	発 酵 調 整 剤 定 量 試 験	1項目	10,900円	
	漂 白 剤 定 量 試 験	1項目	8,100円	
	臭 素 酸 カ リ ウ ム 定 量 試 験	1項目	10,900円	
	縮 合 リ ン 酸 定 量 試 験	1項目	10,900円	
	酸 化 防 止 剤 定 量 試 験	1項目	10,900円	
	防 カ ビ 剤 定 量 試 験	1項目	10,900円	
ポリソルベート定性試験	1項目	11,800円		
生 あ ん	シ ア ン 定 量 試 験	1項目	11,000円	

		種 別	単 位	料 金	摘 要
理 化 学 試 験 検 査 査	即 席 め ん	酸 価	1項目	6,600円	
		過酸化物価	1項目	6,600円	
	糖 試 験	全糖簡易定量試験	1項目	1,500円	
		糖類分別定量試験	1項目	13,000円	
	添加物規格試験		1検体	22,700円	金属定量試験のあるものは除く。
	異物試験	浮上法又は沈降法	1検体	10,900円	
		直接検鏡	1検体	3,300円	
	栄 養 分 析	水 分	1項目	3,200円	
		灰 分	1項目	8,100円	
		粗 た ん 白	1項目	8,100円	
		粗 脂 肪	1項目	8,100円	
		粗 繊 維	1項目	8,100円	
		で ん 粉	1項目	9,000円	
		ビ タ ミ ン B1	1項目	13,500円	
		ビ タ ミ ン B2	1項目	13,500円	
		ビ タ ミ ン C	1項目	13,500円	
		ビ タ ミ ン A	1項目	20,800円	
	ビ タ ミ ン E	1検体	24,500円	2項目まで。3項目からは1項目増すごとに12,000円を加算する。	
	そ の 他	水素イオン濃度測定試験	1検体	1,600円	
		濁 度	1項目	1,700円	
		蛍光染料簡易定性試験	1検体	3,300円	
		カルボニール価	1項目	6,700円	
		チオバルビツール酸価	1項目	6,700円	
		水分活性試験	1項目	6,800円	
		陰イオン界面活性剤定量試験	1項目	8,100円	
		揮発性塩基窒素定量試験	1項目	8,100円	
		K 値	1項目	9,800円	
		アルコール定量試験	1項目	10,900円	
	金 属 定 量 試 験	1項目	13,000円		
	不揮発性腐敗アミン定量試験	1項目	16,400円		
	合成抗菌剤定量試験	1項目	24,400円		
	残留塩素定量試験	1項目	24,400円		
	有機水銀定量試験	1項目	24,400円		
	一酸化炭素定量試験	1項目	24,400円		
	放射能核種検査	1検体	17,200円	ガンマー線核種定量試験に限る。	

種 別		単 位	料 金	摘 要		
農 薬 検 査	残留農薬 定量試験	多成分	1検体	49,200円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに9,800円を加算する。	
		単成分	1項目	24,600円		
		一斉分析	1検体	85,000円		
	P C B 定量試験	食 品	1検体	64,900円		
		包 装 紙	1検体	24,600円		
公 害 試 験 検 査	簡易物理検査		1項目	800円		
	一般化学 定量試験	簡易なもの	1項目	2,400円		
		やや複雑なもの	1項目	4,700円		
		複雑なもの	1項目	7,300円		
	金属定量試験		1項目	7,300円		
	有機水銀定量試験		1検体	23,100円		
	有機リン定量試験		1検体	23,200円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに4,100円を加算する。	
	低沸点有機化合物定量試験		1検体	26,900円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに4,900円を加算する。	
	生物化学的酸素要求量測定試験		1検体	8,300円		
	水 質 汚 濁 検 査	細菌検査	菌 数	1項目	3,300円	
			最 確 数	1項目	5,300円	
			M F C 法	1項目	3,800円	
	有害化学物質 定量試験	農薬類	1検体	43,600円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,300円を加算する。	
		その他のもの	1項目	40,500円		
	土 壌 ・ 底 質 試 験	簡易なもの		1項目	4,500円	
		やや複雑なもの		1項目	8,300円	
		複雑なもの		1項目	9,600円	
		特殊なもの		1項目	20,500円	
	有害化学物質 定量試験	農 薬 類	1検体	46,100円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,300円を加算する。	
		その他のもの	1項目	44,600円		
	大 気 汚 染 検 査	降下ばいじん 測定試験	不溶解性成分	1検体	11,200円	
			溶解性成分	1検体	20,500円	
		硫黄酸化物定量試験		1検体	5,800円	
簡易物理検査		1項目	1,800円			
一般化学定量試験		簡易なもの	1項目	3,200円		
		複雑なもの	1項目	7,200円		
浮遊粉じん試験		濃度測定	一般ろ紙法	1項目	3,800円	
			特殊ろ紙法	1項目	9,300円	

種 別		単 位	料 金	摘 要		
公害試験検査	浮遊粉じん試験	金属定量試験	1項目	11,200円		
		特成殊分	簡易なもの	1項目	7,900円	
			複雑なもの	1項目	28,000円	
	ガス状成分	簡易なもの	1項目	7,900円		
		複雑なもの	1項目	18,400円		
	重油中硫黄分測定		1検体	5,800円		
	悪臭分析	アンモニア定量試験	発生源測定	1項目	18,400円	
			環境測定	1項目	23,600円	
		特殊悪臭ガス定量試験	発生源測定	1検体	30,700円	
			環境測定	1検体	31,700円	
		臭気指数測定試験	発生源測定	1検体	42,000円	
			環境測定	1検体	50,000円	
	金属定量試験(雨・雪)		1項目	8,500円		
	アスベスト定量試験		1項目	15,300円		
	低沸点有機ハロゲン化合物定量試験	発生源測定	1検体	30,800円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに7,000円を加算する。	
環境測定		1検体	32,800円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに7,000円を加算する。		
ダイオキシン類検査	ダイオキシン類定量試験	通常のもの	1検体	230,000円		
		やや複雑なもの	1検体	250,000円		
		複雑なもの	1検体	280,000円		
その他	設備等使用料		1回	実費相当額		
	自動記録計用液調製手数料	等価液	1標準物質	6,200円		
	証明手数料(再発行)	一般	1件	300円		

備考

- 1 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- 2 この表に記載していない使用料等は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。